

フランスの交通機関におけるテロ予防策及び不正行為の取締り

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透

【目次】

はじめに

I テロ予防策

- 1 公共鉄道交通における安全対策の枠組み
- 2 フランスにおけるテロ事件と警備体制の強化
- 3 テロ予防策の課題
- 4 改正法の主な内容

II 不正行為の取締り

- 1 現状
- 2 改正法の主な内容

III 女性に対する性的攻撃行為の予防

おわりに

翻訳：公共旅客交通における不正行為、公の安全に対する攻撃及びテロ行為の予防及び対策に関する
2016年3月22日の法律第2016-339号

はじめに

2016年3月22日、「公共旅客交通における不正行為、公の安全に対する攻撃及びテロ行為の予防及び対策に関する法律第2016-339号」⁽¹⁾が制定された（以下「改正法」⁽²⁾）。これは、公共旅客交通のうち特に鉄道交通⁽³⁾に関する複数の課題への対応を一つの法律としたものである。2015年10月に提出された当初の法案の段階では、第一にテロ行為等の公の安全に対する攻撃の予防、第二に不正行為（特に無賃乗車）の取締り強化という2章構成であったが、フランス議会での審議において女性に対する性的攻撃行為の予防に関する章を追加する修正がなされ、さらに海外領土に関する規定を加えた4章構成の法律として制定された。なお、法案の提出から成立までの間にも、パリ同時多発テロ事件、及び隣国ベルギーにおいて地下鉄駅が攻撃対象の一つとされたブリュッセル連続自爆テロ事件が発生している。

フランス、特にパリを始めとする大都市及びその周辺地域においては、鉄道交通の駅及び車両内の治安に対する市民の不安感が強い。また、そうした不安感は、公共鉄道交通離れと自動車の利用増加をもたらすおそれがあり、現政府が強く推し進める排気ガス削減政策への影響も懸念される。そこで、複数の課題への対応をまとめて早急に立法化する意図から、こうした形の法律となった。

(1) Loi n° 2016-339 du 22 mars 2016 relative à la prévention et à la lutte contre les incivilités, contre les atteintes à la sécurité publique et contre les actes terroristes dans les transports collectifs de voyageurs. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/3/22/INTX1524877L/jo/texte>> 以下、インターネット情報は2016年5月31日現在である。

(2) この法律は、国内安全法典、交通法典、刑事訴訟法典、刑法典等の関係条項の改正法である。

(3) 本稿においては、この改正法で扱う一般的な鉄道、地下鉄及び案内軌条式交通（transport guidé）を併せて「鉄道（交通）」と呼ぶ。なお、案内軌条式交通とは、路面電車あるいはモノレール等、何らかの案内軌条装置により軌道上を運行する交通手段である。

本稿では、重要性に鑑みて第1章のテロ予防策を中心に上げることとし、公共鉄道交通における安全対策組織及び体制の現状、最近のテロ事件と警備体制の強化、テロ予防策の課題、並びにその改善策としての今回の立法の主要な規定を概説する。また第2章及び第3章についても概要を紹介し、併せて改正法の全文を訳出する。

I テロ予防策

1 公共鉄道交通における安全対策の枠組み

フランスの鉄道網は、一部の観光用等の小規模な路線を除くほぼ全ての路線がフランス国有鉄道（SNCF: Société nationale de chemin de fer）⁽⁴⁾に属しており、高速鉄道TGV、高速国際鉄道⁽⁵⁾もSNCFが運営している。また、人口が集中するパリ及びその近郊においては、パリ交通公団（RATP: Régie Autonome des Transports Parisiens）⁽⁶⁾がパリのメトロ（地下鉄）14路線を運営し、パリと近郊を結ぶ鉄道網であるRER（Réseau express régional）及びトランシリアン（Transilien）、並びにパリ近郊を運行する路面電車トラム（Tramway d’Île-de-France）は、路線によりSNCF又はRATPが運営する。

こうした公共鉄道交通の安全対策を任務とする組織及び体制の枠組みについて、以下に概要を紹介する。

(1) 警察

フランスにおける警察活動は、人口2万人以上をおおよその基準として都市部を国家警察（Police nationale）が、それ以外の地域を国家憲兵隊（Gendarmerie nationale）⁽²⁾に後述）が行っており、内務省の国家警察総局（DGPN: Direction générale de la Police nationale）及び国家憲兵隊総局（DGGN: Direction générale de la Gendarmerie nationale）がそれぞれを統括する。ただし、首都圏域であるイル・ド・フランス州（Île-de-France、以下「パリ首都圏」）⁽⁷⁾を管轄するパリ警視庁（Préfecture de police）は内務大臣の直轄となっている。

国家警察において鉄道交通に特化した任務を持つ部署として、国境警備隊中央総局（DCPAF: Direction centrale de la police aux frontières）に属する国家鉄道警察局（SNPF: Service nationale de la police ferroviaire）があり、国際列車を含む全国の公共鉄道交通を任務の対象としている。また、パリ首都圏においては、パリ警視庁の内部組織である州内交通警察支局（SDRPT: sous-direction régionale de la police des transports）がSNCF及びRATPと協力して交通機関の安全対策を管轄している。

(2) 国家憲兵隊

国家憲兵隊は、フランス軍の一部を成し、元々は国防省に属していたが、2009年、主た

(4) フランス国有鉄道（SNCF）は商工業的公施設法人（EPIC: établissement public à caractère industriel et commercial）の一つで、2015年1月に改組され、①SNCF Réseau（鉄道網施設の保有・管理）、②SNCF Mobilités（サービスの運営）、③SNCF（全体調整・統括）の3機構で構成されている。

(5) ユーロスター（Eurostar、パリ⇄イギリス諸都市）、タリス（Thalys、パリ⇄ベルギー、オランダ、ドイツ諸都市）、リリア（Lyria、パリ⇄スイス諸都市）等が運行している。

(6) パリ交通公団（RATP）は、パリ市内（一部周辺部を含む。）のメトロ（地下鉄）と路線バスを運営する公共企業体。

(7) イル・ド・フランス州（Île-de-France）は、単独で県の地位を有するパリを中心に、パリ周囲に隣接する petite couronne（小さな冠）と呼ばれる3県、及びさらにその周囲に位置する grande couronne（大きな冠）と呼ばれる4県で構成されている。なお、州（région）は「地域圏」と訳される場合もある。

る任務が警察活動であることに鑑み組織全体が内務省に移管され、国家警察と同じく内務大臣の指揮下に置かれることとなった。ただし、国家憲兵隊員の身分は軍人のままであり、訓練等も軍の下で行われる。

国家憲兵隊は鉄道交通に特化した組織は持たないが、県ごとに組織され一般的な警察活動を行う県憲兵隊 (Gendarmerie départementale) が県内の交通機関を任務の対象としている。また、機動憲兵隊 (Gendarmerie mobile) が、緊急時に鉄道駅を含むフランス全土の必要箇所に配置される。⁽⁸⁾

(3) 軍

軍も鉄道交通に特化した組織は持たないが、テロ事件等の緊急時には、警察及び憲兵隊による警備態勢を補強するため、陸軍兵士が鉄道駅を含む必要箇所に配置される。近年のテロ事件における動員については2で後述する。

(4) 公共交通機関

SNCF及びRATPは、交通法典 (Code des transports) L. 第2251-1条により、それぞれ内部に安全対策部局を設置することが認められており、一定の警備・捜査活動を行う権限を持つ。

SNCFにおける安全対策部局は総合安全対策部 (SUGE: Sûreté générale) という組織で、約2,800人の職員が所属し、パトロール、事故防止等安全確保に関わる広範囲の任務を行う。保安設備として、約33,000台の監視カメラが設置されている (駅の構内に約12,000台、車両内に約21,000台)。また、SUGEは乗客用非常通報システムの運用及び通報への対応も行う。これは、乗客が携帯電話等から無料で電話 (31 17) 又はショートメッセージ (31 177) により非常通報できるシステムである。

RATPにおいては交通網防護・保安グループ (GPSR: groupe de protection et de sécurisation des réseaux) があり、約1,000人の職員が所属する。RATPにおいても監視カメラ (駅の構内に約10,000台、車両内に約30,000台) が運用されている。

(5) 税関職員

国境通過時に物品、輸送手続及び入国者の検査を行う権限を持つ税関職員は、武器の密輸やテロリストの入国の発見等の安全対策においても重要な役割を果たす。鉄道交通だけでも500人以上の職員が配され、SNCFと協力して主にシェンゲン圏⁽⁹⁾の境界である英仏国境 (英仏トンネル及びユーロスター車内) を中心に警備活動を行っている。

(6) 全国レベルの協力・調整機関

2010年、国家警察総局及び国家憲兵隊総局の共管で、公共交通安全対策協力組織 (UCSTC: unité de coordination de la sécurité dans les transports en commun) が発足した。この組織にはパリ警視庁、SNCF及びRATPの代表者も加わっており、内務大臣主宰の公共交通安全対策国家委員会 (CNSTC: Comité national de la sécurité dans les transports en commun)⁽¹⁰⁾の運営、関係

(8) 国家憲兵隊には、他に、大統領府等の公的機関の警備や儀仗的な職務を行う共和国衛兵隊 (Garde républicaine)、特殊部隊等、多様な部隊が設置されている。

(9) 域内国境審査の撤廃、域外国境の共通管理、共通ビザの発給等を定めたシェンゲン協定 (Schengen Agreement) の参加国を包括的に指す地理的領域。イギリスとアイルランドを除くほぼ全てのEU加盟国に加え、非EU加盟国であるスイス、アイスランド、ノルウェー等が含まれる。

諸機関の連携協力の推進等を行う。また、UCSTCの活動は、県における国の代表者（*représentant de l'Etat dans le département*）⁽¹¹⁾を中心として関係諸機関により構築されている県の協力体制とも連携して行われる。

(7) プラン・ヴィジピラート（Plan Vigipirate）

「テロの脅威に対する監視、予防及び防護のための政府の計画」と定義されている国レベルの非常体制の枠組みで、首相の下で策定・実行される。危険度レベルを設定し、その発動に応じて12の領域（危険度が高い施設、地上・海上・航空交通、食糧、エネルギー供給網、情報システム等）における対応処置が規定されている。2014年の大きな内容変更において、従来4段階に設定されていた危険度レベルが一般市民に分かりやすく整理され、現在は「監視レベル（*niveau de vigilance*）」、より強い「テロ警戒レベル（*niveau d'alerte attentat*）」の2段階のみとなっている。⁽¹²⁾

2 フランスにおけるテロ事件と警備体制の強化

西欧諸国は、公共交通を狙ったものを含め大規模なテロ事件を過去に幾度か経験した歴史を持ち、特に近年はイスラム過激派組織のテロ行動に備えいずれの国も従来以上の対策を講じてきた。それにもかかわらず、2015年から現在までに、フランス国内だけでも以下のようなテロ事件が発生した。ここでは各事件の詳述は割愛し、公共交通を始めとする警備体制の強化について簡単に紹介する。

(1) シャルリ・エブド誌襲撃事件

2015年1月7日にパリで発生した風刺雑誌『シャルリ・エブド』誌編集社の襲撃事件及び逃走した犯人によるパリ郊外での人質事件により、フランスがイスラム過激派組織のテロ行為の対象とされているという脅威が市民にとって現実のものとなった。事件後、政府はプラン・ヴィジピラートの危険度レベルを「テロ警戒レベル」に引き上げ、さらにこれを補強する措置として「歩哨作戦（*Opération Sentinelle*）」を開始し、約10,000人の陸軍兵士を国内各地に配置した⁽¹³⁾。

(2) 高速列車タリスにおけるテロ未遂事件

2015年8月21日、オランダの首都アムステルダムからパリに向けてフランス北部を走行していた高速列車タリスの車両内で、単独犯によるテロ未遂事件が発生した。犯人はイスラム過激派組織に所属し警察の要注意人物ファイルに登録されていた人物であり（フランス国籍ではない。）、また自動小銃を所持して乗車していたことから、乗客及びその所持品

(10) 公共交通安全対策国家委員会は、陸上公共交通機関の安全に関わる政策の審議を任務とする。2011年に初回の会議が実施されたのみとなっていたが、現政権発足後の2014年6月から再開され、委員会における検討結果が今回の改正法案の土台となった。

(11) 県における国の代表者は、中央行政権に直属し、管轄地域において国を代理し一定の行政権限、司法警察の権限等を有する者であり、*préfet*（「知事」「県の長官」等と訳される）が相当する。なお、県行政の長は、公選職である県議会議員の互選による県議会議長（*président du conseil général*）であり、こちらが日本の県知事に近い。

(12) *Partie public du Plan gouvernemental de vigilance, de prévention et de protection face aux menaces d'actions terroristes*, n° 650/SGDSN/PSN/PSE, Paris: Secrétariat général de la défense et de la sécurité nationale, 2014. <http://www.sgdsn.gouv.fr/IMG/pdf/Partie_publicue_du_plan_Vigipirate_2014.pdf>

(13) 「歩哨作戦」は、通常の発動においては7,000人の要員を展開するが、非常時には最大10,000人を1か月間に限り動員できることとなっている。

の検査が困難な鉄道交通におけるテロ行為の予防の限界が、改めて露呈する事件となった。

(3) パリ同時多発テロ事件

2015年11月13日夜、イスラム過激派組織が劇場、スタジアム、レストラン等を襲撃したパリ同時多発テロ事件が発生し、大統領による緊急状態の宣言⁽¹⁴⁾、議会における緊急状態法の改正（緊急状態の延長及び従来規定の強化）⁽¹⁵⁾、国境管理の一時復活等、極めて嚴重な緊急対策が講じられる事態となった。警察及び憲兵隊による従来のテロ警戒体制が全国的に増強され、また「歩哨作戦」についてはパリ首都圏の公共交通の警備のため約1,000人の兵士を重点的に配置した。

(4) ニースにおけるテロ事件

2016年7月14日夜、ニースにおいて、革命記念日の花火大会等で賑わう海岸沿いの大通りでトラックを暴走させるテロ事件が発生した。

事件発生時点において、パリ同時多発テロ事件の直後に宣言された緊急状態は3回の延長法の制定⁽¹⁶⁾を経て2016年7月26日が期限となっており、政府は更なる延長はしない方針であった。また、「歩哨作戦」についても、同年6月から7月にフランスで開催されたサッカーの欧州選手権（EURO2016）の終了を待って最大の10,000人態勢から通常の7,000人態勢へ縮小する予定であった。しかし、このテロ事件を受け、緊急状態の4回目の延長とテロ対策強化を行う法律が可決され⁽¹⁷⁾、「歩哨作戦」も10,000人体制を継続することとなった。

なお、警備要員の不足に備え、内務大臣は軍の実働予備役（*réserve opérationnelle*）⁽¹⁸⁾への応募を強く呼びかけた。

3 テロ予防策の課題

断続的に起こるテロとの戦いのためには、実効性があり、かつ持続可能なテロ予防策を維持する必要がある。鉄道交通に関しそのために課題となる諸点について、この改正法案の提出理由で以下のとおり挙げられている⁽¹⁹⁾。

(1) 鉄道交通の特性

不特定多数の人々が自由に出入りできる鉄道駅、また走行中は逃げ場がない密閉空間で

(14) Décret n° 2015-1475 du 14 novembre 2015 portant application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955 relative à l'état d'urgence.

(15) 緊急状態の宣言及び緊急状態法の改正については、豊田透「緊急状態延長法の制定—パリ同時テロをめぐる—」『外国の立法』No.266-1, 2016.1, pp.12-15. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9593136_po_02660106.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

(16) 法律第2015-1501号により2015年11月26日から3か月、法律第2016-162号により2016年2月26日から3か月、法律第2016-629号により2016年5月26日から2か月延長されていた。

(17) Loi n° 2016-987 du 21 juillet 2016 prorogeant l'application de la loi n° 55-385 du 3 avril 1955 relative à l'état d'urgence et portant mesures de renforcement de la lutte antiterroriste.

(18) 実働予備役は軍の予備役の一つである。陸・海・空軍又は国家憲兵隊に充当され、「歩哨作戦」やプラン・ヴィジピラートの補充要員としての治安維持、国境地域・重要施設等の警備、災害時の救援活動等の役務を行う。また、専門技術・知識や語学力をいかした役務の場合もある。資格は17歳から30歳のフランス国籍所持者であり心身の健康な状態を満たしていること。元軍人も軍役経験のない一般市民もおり、経験や年齢に応じて契約内容は異なる。契約は1年から5年までの期間で、基本日給は54ユーロである。2014年において実働予備役は28,000人確保され、1人あたり平均で年25日任務に就いているが、政府は40,000人、年30日を目標としている。なお、1ユーロは約123円である（2016年7月分報告省令レート）。

(19) Assemblée Nationale, "Proposition de loi, No.3109(rectifié)," 7 octobre 2015. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/propositions/pion3109.asp>>.

ある鉄道車両は、それゆえにテロ行為の効果的な攻撃対象となり得る危険な場所である。空港のような保安検査ポイントやゲート型探知機の鉄道駅への導入は、乗降客及び駅の数や経費に鑑みて現実的ではない。従って、既に実施されている安全対策を、人的、法的あるいは技術的に強化する方向での対応となる。

(2) 個人の自由の侵害との均衡

フランス市民は公権力による個人の自由の侵害あるいは人権の制限に関して非常に敏感である。身元や所持品の確認、監視カメラの撮影画像の送信、捜査のための個人情報共有等の措置は、テロ対策であっても、その正当性や制約条件が法的に保障され個人の自由と均衡が取れていなければならない、それは時にはテロ対策強化と相反する場合もある。

(3) 効率性・迅速性

鉄道交通の場合、管轄や権限の地理的な制約を超え、かつ迅速に予防や捜査を行うための機動性、効率性が求められる。そのためには、行政、司法及び関係組織間の柔軟な指揮系統の確立、手続の簡素化、情報の伝達・共有が求められるが、まだ十分ではない。

(4) 内部犯行の阻止

イスラム過激派組織の脅威の一つとして、過激思想の人物が社会で一見通常に生活している、あるいは一般市民が過激思想の影響を受けテロの実行犯・共犯になり得る、ということがある。交通機関が職員の採用あるいは配属において、こうした人物をチェックする枠組みの強化が求められる。

4 改正法の主な内容

こうした課題に対応するため、改正法では第1章として「公共旅客交通における公の安全に対する重大な攻撃及びテロリズムの予防及び対策に関する規定」を設け、公共交通機関及び警察の権限の拡張、実施する手段の法的根拠等を規定した。主な規定は以下のとおりである。条文番号は改正法のものである。

(1) SNCF 及び RATP の安全対策部局職員の権限強化

荷物検査（目視検査及び内容物検査）及び触知による身体検査を行う権限を、SNCF 及び RATP の安全対策部局職員に認める。荷物の内容物検査は所有者の同意が必要である。また、触知による身体検査は、本人の同意に加え、デクレ（政令）で定める条件により県の長官（パリ首都圏においてはパリ警視庁長官）が許可する場合、かつ公の安全に対する重大な脅威が存在する状況においてのみ実施することができる。（第1条）

犯罪行為を効果的に発見するため、私服で行うことができる任務の範囲を拡大する。（第4条）

(2) 画像及び映像の活用

SNCF 及び RATP の安全対策部局職員は、これらの公共交通機関の車両又は所有地内において公の秩序に対する攻撃等が発生した場合又は予見される場合、警備の状況及び対象者を携帯ビデオカメラで録画することができる。撮影は対象者に対し明示的に分かるように行わなければならない。なお、この措置は試行的な位置付けであり、実施期間を3年間とし、

2年以内に継続の是非を評価する。(第2条)

SNCF及びRATPの安全対策部局職員は、緊急事態が差し迫っていると判断される場合には、警備中に取得する画像・映像をリアルタイムで治安維持機関(国家警察、国家憲兵隊等)に送信することができる。この措置は、所管の交通管轄組織⁽²⁰⁾、県における国の代表者及びサービス運営者の間であらかじめ締結された協定に基づく。この協定は、県の監視ビデオ委員会⁽²¹⁾の評価を受けなければならない。(第10条)

(3) 指揮系統の調整(第3条)

SNCF及びRATPの安全対策部局職員は、国家警察又は国家憲兵隊が介入する際にはその指揮下に入る。国家警察又は国家憲兵隊において権限を持つ者は、指揮下に入る職員の従業員登録簿⁽²²⁾、勤務状況、職業倫理の遵守状況、犯罪歴等について調査することができる。また、職務中の職場に立ち入ることができる。指揮を妨げる行為を行った職員は、拘禁刑及び罰金刑に処される。

(4) 犯行の内部協力の予防(第5条)

公共旅客交通企業は、人及び財の安全と直接の関連を有する職への採用又は配属に先立ち、対象者についての行政調査を行政機関に依頼することができる。行政調査は、公の秩序に重大な攻撃を加える行為を行うおそれがある人物ではないか明らかにするために実施され、司法省が管理する犯罪記録簿や行政機関が所有する一定の個人情報ファイルを参照することができる。

(5) 走行車両内における捜査(第8条)

複数の地域・県域を通過する路線の車両内での司法警察⁽²³⁾による捜査は、従来は通過する各地域・県域を管轄する検事の許可が必要であったが、改正後は手続が簡素化され、その路線の出発駅が位置する地の共和国検事⁽²⁴⁾が管轄地域を超えて走行行程全体にわたり捜査の許可を出すことができる。

(6) 司法警察官の権限(第9条)

司法警察官(OPJ: officier de police judiciaire)⁽²⁵⁾は、犯罪の捜査及び訴追のため、共和国検事の書面による許可に基づき、公共交通機関の車両及び所有地内において、身分証検査に際して荷物検査(目視検査・内容物検査)を行うことができる。また、検査に必要な時間

(20) 地方公共団体において域内の交通政策の責任を負う組織(部署)。

(21) 県の監視ビデオ委員会は、現職の又は名誉職の司法官(裁判官及び検察官の総称)を長として各県に設置される委員会で、県における国の代表者に対する監視ビデオ設置申請、県内における監視カメラの使用条件の管理等を行う。

(22) 労働法典の規定により、従業員を雇用する事業所は、全ての従業員の氏名を記した統一従業員登録簿(registre unique du personnel)を維持する義務がある。

(23) 警察活動には、一般的に、公の秩序の維持のため公権力により予防的に実施される自由の制限である行政警察活動と、犯罪の証拠収集や被疑者の逮捕等刑事裁判所へ訴追することを目的とした司法作用に関する司法警察活動がある。

(24) 共和国検事は、民事事件を管轄する普通法上の裁判所で各県に1又は複数置かれる大審裁判所(tribunal de grande instance)の検事局の長である。「大審裁判所検事正」と訳される場合もある。

(25) フランスの司法警察活動は、犯罪の捜査や被疑者の逮捕等、司法警察としての十全の権限を持つ司法警察官、一部の権限のみを持ち司法警察官を補佐する司法警察職員(agent de police judiciaire)及び司法警察職員補(agent de police judiciaire adjoint)によって行われる。

に限り所有者を拘束することができる。犯罪が判明した場合は調書を作成する。

また、司法警察官、並びにその命令と責任の下で司法警察職員及び司法警察職員補は、人及び財に対する重大な攻撃を予防するため、本人の同意により、又は同意が得られなくとも共和国検事の指示に基づき、公共交通機関の車両及び所有地内において、身分証検査に際して荷物検査（目視検査・内容物検査）を行うことができる。また、共和国検事の指示を待つ間、最大 30 分まで所有者を拘束することができる。これは、行政警察活動である犯罪発生前の予防的な捜査の権限を、時と場合を限定して司法警察に付与する趣旨である。

II 不正行為の取締り

1 現状

有効な乗車証を有しない不正な乗車、いわゆる無賃乗車は公共交通機関に大きな損害を与えており、会計検査院（Cour des comptes）の試算によれば公共交通機関の損失は収益の 5% に相当するとされている。近年は、スマートフォン等による検札実施状況の情報交換も行われ、違反の発見が困難になっている。また、氏名及び住所の申告拒否や不正申告により課金⁽²⁶⁾の徴収に至らないケースも多い。

2 改正法の主な内容

こうした現状の改善のため、改正法では第 2 章として「公共旅客交通における治安に関する規定」を設け、無賃乗車に関して主に以下のような改正を行った。

(1) 常習的な違反の刑罰強化（第 15 条）

交通法典 L. 第 2242-6 条の規定により、無賃乗車を常習的に行った者は 6 か月の拘禁刑及び 7,500 ユーロの罰金に処される。この場合の「常習」は従来「12 か月以内に 10 回以上」とされていたが、この改正法により「5 回以上」と厳格化された。

(2) 個人情報の共有（第 18 条）

違反者から事後に確実に課金を徴収できるよう、交通機関の担当職員は、当該違反者が申告した氏名、住所等を、公共行政機関あるいは社会保険機関が所有するデータと照合することができる。

(3) 不正な情報交換の禁止（第 21 条）

公共交通機関において犯罪捜査を行う警察官、職員等の存在を示すメッセージをいかなる媒体であれ発信した者は、2 か月の拘禁刑及び 3,750 ユーロの罰金に処される。

III 女性に対する性的攻撃行為の予防

公共交通機関で性的な攻撃行為を受ける女性、又はこうした行為におびえ不安を感じな

(26) 刑事訴訟法典第 529-3 条及び第 529-4 条の規定により、違反者が罰金に代わる一定額を納付することで交通機関運営者は訴追の遂行を放棄し「和解 (transit)」が成立する。したがって、この場合に納付義務があるのは「和解の名目で (違反者に) 課される金額又は加算反則金 (sommés dues au titre de la transaction pénale ou de l'amende forfaitaire majorée)」であり、罰金刑ではなくなる。

がら利用している女性は非常に多く、特に治安が問題とされるパリ郊外の路線においてその傾向が強い。2015年4月、女男平等高等評議会（HCEfh: Haut Conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes）⁽²⁷⁾が「公共交通における性的ハラスメント及び性的暴力についての意見書—交通機関における性的ハラスメントと性的暴力に対し全ての路線において『ストップ』というために立ち上がる—」⁽²⁸⁾を發表し、この問題への対処の気運が高まっていたことが今回の立法措置につながっている。

改正法では第3章として「交通機関における女性に対する暴力への対策に関する規定」を設け、交通機関は、実施した予防策について、権利擁護官（Défenseur des droits）⁽²⁹⁾、女男平等高等評議会等へ年次報告を行うことを規定した。また、性的攻撃行為の予防を、SNCF及びRATPの安全対策局の優先的な任務の一つとして位置付けた。（第22条）

おわりに

鉄道交通に対象を限定したこの改正法とは別に、政府はより包括的なテロ対策立法として2016年6月に「組織犯罪、テロリズム及びその資金調達への対応強化、並びに刑事手続の合理化及び保障の改善のための2016年6月3日の法律」⁽³⁰⁾を成立させ、捜査手法の改善、通信傍受、公共スペースにおける身分証確認や所持品検査、資金洗浄対策等、多方面からの予防強化を推し進めている。

一方、7月のニースにおけるテロ事件は、重点的な警備や要注意人物に関する情報網によっても防げなかった形で発生し、政府及び市民の間で従来想定してきた予防対策の是非について一層の議論や疑念が生じている。

しかし、鉄道交通が防御の困難な危険な空間であることは今後も変わりなく、人的、戦術的、あるいは技術的に可能なテロ予防策に限られる中、市民の理解も得ながら最大限の防御を果たせるよう、立法・行政・司法それぞれの努力が続いている。

（とよだ とおる）

(27) 女男平等高等評議会は2013年1月に発足した政府の評議会で、男女平等に関する政策の方向性について市民と対話し、政策の評価、政府からの諮問に対する意見の提示、関連する問題についての調査・分析活動等を行う。

(28) Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes, "Avis sur le harcèlement sexiste et les violences sexuelles dans les transports en commun: Se mobiliser pour dire stop sur toute la ligne au harcèlement sexiste et aux violences sexuelles dans les transports," 16 avril 2015. La Documentation française website <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/154000261.pdf>> この意見書は、公共交通機関における性的攻撃行為の実態報告と問題提起、国レベルの行動計画の提案を行っている。策定は、公共交通機関安全対策国家委員会（前掲注(10)参照）の諮問が契機となっている。

(29) 権利擁護官は、人権に関するオンブズマンで、国の機関、地方公共団体等の公役務の任務を与えられた機関が、権利と自由を尊重しているかどうかを監視し、これらの機関から人権侵害等を受けた者の申立てを受けることができる。

(30) Loi n° 2016-731 du 3 juin 2016 renforçant la lutte contre le crime organisé, le terrorisme et leur financement, et améliorant l'efficacité et les garanties de la procédure pénale. この法律の内容については、豊田透「2016年テロ対策強化法」『外国の立法』No.268-2, 2016.8, pp.8-9. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10168961_po_02680204.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

公共旅客交通における不正行為、公の安全に対する攻撃及びテロ行為の予防及び対策に関する 2016 年 3 月 22 日の法律第 2016-339 号

Loi n° 2016-339 du 22 mars 2016 relative à la prévention et à la lutte contre les incivilités, contre les atteintes à la sécurité publique et contre les actes terroristes dans les transports collectifs de voyageurs

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 海外立法情報調査室 豊田 透訳

【目次】

- 第 1 章 公共旅客交通における公の安全に対する重大な攻撃及びテロリズムの防止及び対策に関する規定
- 第 2 章 公共旅客交通の治安に関する規定
- 第 3 章 交通機関における女性に対する暴力への対策に関する規定
- 第 4 章 海外領土に関する規定

第 1 章 公共旅客交通における公の安全に対する重大な攻撃及びテロリズムの防止及び対策に関する規定

第 1 条

I. 交通法典を次のように改正する。

1° 第 2 部第 2 編第 5 章第 1 節の末尾に L. 第 2251-9 条として次を加える。

「L. 第 2251-9 条 国内安全法典 L. 第 613-2 条⁽¹⁾は、フランス国有鉄道 [以下、SNCF]⁽²⁾ 内及びパリ交通公団 [以下、RATP]⁽³⁾ 内の安全対策部局⁽⁴⁾ の職員に適用することができる。

「この条の適用の条件は、コンセイユ・デタ⁽⁵⁾ の議を経るデクレ⁽⁶⁾ で定める。」

2° L. 第 5332-6 条の最後から 2 番目の項の第 3 文の「手持ちの [荷物]」を削る。

II. 国内安全法典 L. 第 511-1 条及び L. 第 531-1 条の最後の項、L. 第 613-2 条第 1 項並びに L. 第 613-3 条第 2 項の「手持ちの [荷物]」を削る。

第 2 条

I. 交通法典 L. 第 2251-4 条の後に、L. 第 2251-4-1 条として次を加える。

* この翻訳は、Loi n° 2016-339 du 22 mars 2016 relative à la prévention et à la lutte contre les incivilités, contre les atteintes à la sécurité publique et contre les actes terroristes dans les transports collectifs de voyageurs. <<https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/3/22/INTX1524877L/jo/texte>> を翻訳したものである。本稿におけるインターネット情報は、2016 年 5 月 31 日現在のものである。また、[] 内は訳者補記である。

(1) 国内安全法典 (Code de la sécurité intérieure) L. 第 613-2 条は、公共旅客交通において安全対策を任務とする者が実施することができる荷物の目視検査 (inspection visuelle des bagages) 及び内容物検査 (fouille des bagages)、並びに触知による身体検査 (palpations de sécurité) について、必要な許可、対象者の同意、緊急度、区域及び期間等の条件を規定する。

(2) フランス国有鉄道 (SNCF: Société nationale de chemin de fer) は商工業的公施設法人 (EPIC: établissement public à caractère industriel et commercial) の一つで、2015 年 1 月に改組され、① SNCF Réseau (鉄道網施設の保有・管理)、② SNCF Mobilités (サービスの運営)、③ SNCF (全体調整・統括) の 3 機構で構成されている。

(3) パリ交通公団 (RATP: Régie Autonome des Transports Parisiens) は、パリ市内 (一部周辺部を含む) のメトロ (地下鉄) と路線バスを運営する公共企業体。

(4) 交通法典 (Code des transports) L. 第 2251-1 条の規定により、SNCF 及び RATP はそれぞれ内部に安全対策部局を設置することができる。具体的には、SNCF においては総合安全対策部 (SUGE: Sûreté générale)、RATP においては交通網防護・保安グループ (GPSR: groupe de protection et de sécurisation des réseaux) がそれに相当する。

(5) コンセイユ・デタ (Conseil d'État) は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる機関でもある。「国務院」と訳されることもある。

(6) デクレ (décret) は、政令に相当する。

「L. 第 2251-4-1 条 SNCF 内及び RATP 内の安全対策部局の職員は、公の秩序に対する攻撃の予防並びに人及び財の安全の保護の任務の遂行において、警備の状況又は対象者の行動に鑑みて何らかの事件が発生している又は発生するおそれがある場合には、いかなる場所においても携帯ビデオカメラを使用し警備を録画することができる。

「録画は、常時行うものではない。

「録画は、SNCF 内及び RATP 内の安全対策部局の職員による警備における事件の発生の予防、証拠の収集による実行犯の犯罪の認定及び訴追、並びに職員の研修及び教育を目的とする。

「ビデオカメラは、SNCF 内及び RATP 内の安全対策部局の職員により明示的な方法で使用される。ビデオカメラが録画をしている場合は、明確な視覚的シグナルが示されるものとする。録画の開始は、状況により不可能な場合を除き、録画される者に通知する。ビデオカメラの使用についての公衆に対する全般的な周知は、交通を担当する大臣が行う。携帯ビデオカメラを使用する職員は、自らが行う録画を直接に閲覧することはできない。

「録画は、交通サービスの運営に必要な不動産又はそこに配置される公共旅客交通の車両以外の場所で行うことはできない。

「録画は、司法、行政又は懲罰の手続の枠内で使用される場合を除き、6 か月後に消去される。

「国内安全法典 L. 第 252-1 条、L. 第 252-2 条、L. 第 253-1 条、L. 第 253-2 条及び L. 第 253-5 条⁽⁷⁾の規定は、これを適用することができる。

「この条の適用及び収集したデータの使用方法は、情報処理及び自由に関する全国委員会 [以下、CNIL]⁽⁸⁾の意見を徴した後、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。」

II. I は、2017 年 1 月 1 日から 3 年間適用することができる。

III. 当該試行は、この手段の継続の適切さを評価するため、発効後 2 年以内に実施報告の対象となる。

第 3 条

I. 交通法典第 2 部第 2 編第 5 章第 1 節⁽⁹⁾を次のように改める。

1° L. 第 2251-1 条第 2 項の後に、次の 2 項を加える。

「SNCF 内及び RATP 内の安全対策部局の職員は、初期研修に加え、職業能力、倫理規程の理解及び遂行を命じられた任務への適応性の維持と向上を目的として、当該部局の必要性に適合した継続的な研修を受けるものとする。

「当該研修の内容は、内務大臣及び交通を担当する大臣の共同のアレテ⁽¹⁰⁾で定める業務運営規則に合致したものとする。」

2° L. 第 2251-6 条から L. 第 2251-8 条として次を加える。

「L. 第 2251-6 条 刑法上の犯罪の確認を行う権限を有する者の指揮のため刑事訴訟法に規定された条項に反しない限りで、警視⁽¹¹⁾、警部⁽¹²⁾並びに内務大臣のアレテで

(7) 国内安全法典のこれらの条項は、ビデオ監視カメラの使用について必要な許可、録画記録へのアクセス権限等を規定する。

(8) 情報処理及び自由に関する全国委員会 (CNIL: Commission nationale de l'informatique et des libertés) は、情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号 (個人情報保護法) の遵守を監視する独立行政機関。

(9) SNCF 内及び RATP 内の安全対策部局についての一般規定。

(10) アレテ (arrêté) は、省令に相当する。

任命する国家憲兵隊⁽¹³⁾の部局の士官及び下士官は、県における国の代表者⁽¹⁴⁾のために、この〔交通〕法典 L. 第 2251-1 条に定める〔SNCF 内及び RATP 内の〕安全対策部局の職員の指揮を行う。

「労働監督官⁽¹⁵⁾及び労働監査官の権限を妨げない範囲で、これらの者〔警視、警部、憲兵隊士官及び下士官〕は、労働法典 L. 第 1221-13 条及び L. 第 1221-15 条に規定する〔SNCF 及び RATP の〕統一従業員登録簿⁽¹⁶⁾並びに同法典 L. 第 3171-3 条、L. 第 8113-4 条及び L. 第 8113-5 条に規定するその他の全ての登録簿、帳簿及び書類⁽¹⁷⁾の送付を要求すること、及び、召喚により又は現地において、介入に関して必要な情報及び証拠を収集することができる。

「これらの者〔警視、警部、憲兵隊士官及び下士官〕は、8時から20時までの間、この条第1項に規定する〔SNCF 内及び RATP 内の〕安全対策部局の職員が日常的に業務を行う場所に、当該場所の占有者又はその代理人の立会いの下、立ち入ることができる。同様に、業務が行われている間は何時でも〔当該場所に〕立ち入ることができる。当該場所のうち、住居として使用されている場所に立ち入ることはできない。

「立入りは報告が作成され、その写しが直ちに当該企業〔SNCF 又は RATP〕の責任者へ提出され、この条第1項に規定する管轄機関〔SNCF 内及び RATP 内の安全対策部局〕へ送付される。

「第1項に規定する職員は、同〔交通〕法典 L. 第 2251-1 条に規定する〔SNCF 内及び RATP 内の〕安全対策部局の職員が L. 第 2251-2 条の最初の3項⁽¹⁸⁾に示されたいずれかの状態にあることを証明するためのあらゆる情報を〔SNCF 又は RATP の〕運営者に送付する。

「この条の枠内で実施された行為の全国年次報告は、公表され、権利擁護官⁽¹⁹⁾へ通知される。

(11) 警視 (commissaire de police) は国家警察 (Police nationale) の職階の一つ。司法警察官 (OPJ: officier de police judiciaire) の資格を有する。なお、フランスの司法警察活動は、犯罪の捜査や被疑者の逮捕等、司法警察としての十全の権限を持つ司法警察官、一部の権限のみを持ち司法警察官を補佐する司法警察職員 (agent de police judiciaire) 及び司法警察職員補 (agent de police judiciaire adjoint) によって行われる。

(12) 警部 (officier de police) は国家警察の職階の一つ。司法警察官の資格を有する者と、司法警察職員の資格のみを有する下位の者がいる。

(13) フランスにおける警察活動は、人口2万人以上をおおよその基準として都市部を国家警察が、それ以外の地域を国家憲兵隊 (Gendarmerie nationale) が行っており、内務省が統括する。なお、首都圏域であるイル・ド・フランス州 (Île-de-France) の警察活動は内務大臣直轄のパリ警視庁 (Préfecture de police) が行う。このうち国家憲兵隊は、元々は国防省に属しフランス軍の一部をなしており、身分は軍人である。国家憲兵隊の警察活動は、県ごとに組織された県憲兵隊 (Gendarmerie départementale) が行う。

(14) 県における国の代表者 (représentant de l'Etat dans le département) は、中央行政権に直属し、管轄地域において国を代理し一定の行政権限、司法警察の権限等を有する者であり、préfet (「知事」「県の長官」等と訳される) が相当する。なお、県行政の長は、公選職である県議会議員の互選による県議会議長 (président du conseil général) であり、こちらが日本の県知事に近い。

(15) 労働監督官 (inspecteurs du travail) は労働・雇用・職業教育及び労使対話省に設置され、企業における労働法規の遵守状況の監督を行う。労働監査官 (contrôleurs du travail) は、労働監督官の下で活動を行う。

(16) 労働法典 (Code de travail) L. 第 1221-13 条は、従業員を雇用する事業所に全ての従業員の氏名を記した統一従業員登録簿 (registre unique du personnel) を維持する義務を課している。また同 L. 第 1221-15 条は、労働法典及び社会保障法典の規定の遵守を監査する者 (上記の労働監督官等) にこの登録簿を提示する義務を規定する。

(17) 各人ごとの労働時間、及び差別・男女平等・組合活動について労働法典等の規定の遵守が確認できるもの。

(18) 交通法典 L. 第 2251-2 条は、SNCF 及び RATP において安全対策の業務を任じられた者が、重罪又は軽罪の判決を受けた場合、公又は国家の安全に対する攻撃行為を行った場合、(外国籍者の場合) 国外退去に処された場合等には任務を解かれることを規定している。

(19) 権利擁護官 (Défenseur des droits) は、人権に関するオンブズマンで、国の機関、地方公共団体等の公役務の任務を与えられた機関が、権利と自由を尊重しているかどうかを監視し、これらの機関から人権侵害等を受けた者の申立てを受けることができる。

「L. 第 2251-7 条 SNCF 内及び RATP 内の安全対策部局の職員の倫理規程は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

「L. 第 2251-8 条 この節により県における国の代表者に付与される権限は、パリ⁽²⁰⁾、オー・ド・セーヌ県、セーヌ・サン・ドニ県及びヴァル・ド・マルヌ県⁽²¹⁾、並びにイル・ド・フランス州⁽²²⁾の公共旅客鉄道においてはパリ警視庁長官により、ブッシュ・デュ・ローヌ県においてはブッシュ・デュ・ローヌ県警察長官⁽²³⁾により行使される。」

II. 同第 5 章第 2 節を次のように改める。

1° 第 2252-1 条を削除する。

2° L. 第 2252-2 条として次を加える。

「L. 第 2252-2 条 L. 第 2251-6 条に規定する条件に従い実行される指揮の遂行を妨げた L. 第 2251-1 条に規定する [SNCF 内及び RATP 内の] 安全対策部局の職員は、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロ⁽²⁴⁾の罰金に処する。」

第 4 条

交通法典 L. 第 2251-3 条を次のように改める。

「L. 第 2251-3 条 SNCF 内及び RATP 内の安全対策部局の職員が職務の遂行において着用を義務付けられている制服及び職員証は、他の公役務、特に警察部局のものといかなる混同ももたらすものであってはならない。

「第 1 項にかかわらず、これらの職員に対し、任務の遂行において制服の着用を免除することができる。

「これらの職員は、警備においては、付与された身分識別の物理的手段の一を明示的に着用するものとし、当該手段は、他の公役務の職員が使用する手段といかなる混同ももたらすものであってはならない。

「当該職員は、求められた場合にはいかなる者に対しても職員証を提示する。

「この条の適用の条件は、命令で定める。」

第 5 条

国内安全法典第 1 編第 1 章第 4 節の末尾に L. 第 114-2 条として次を加える。

「第 114-2 条 公共旅客交通企業又は安全管理計画の適用義務に従う危険物運送企業における人及び財の安全と直接の関連を有する職への採用及び配属に先立ち、当事者の行動が想定される業務及び任務に不適切ではないことを確認するための行政調査を実施することができる。

「第 1 項に規定する職に就いている者の行動が、当該者がそのために採用又は配属された職務の遂行との両立が疑わしいと思われる場合には、雇用者の要請又は所管行政庁の主導により、行政調査を実施することができる。

「当該所管行政庁は、雇用者に調査結果を遅滞なく通知する。」

(20) パリ市は単独で県の地位を有する。

(21) パリ周囲に隣接する 3 県で、*petite couronne* (小さな冠) と呼ばれる。

(22) イル・ド・フランス州は、パリを中心に、上記の 3 県及びさらにその周囲に位置する *grande couronne* (大きな冠) と呼ばれる 4 県で構成されている。

(23) ブッシュ・デュ・ローヌ県 (*Bouches-du-Rhône*) は南フランスのプロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール州 (*Provence-Alpes-Côte d'Azur: PACA*) に属し、マルセイユ、エクス・アン・プロヴァンス、アルル等の都市を擁する。2012 年 10 月、同県の警察はパリ警視庁と同様に、国家警察及び国家憲兵隊の管轄分担とは独立し県域全体について警察活動を行うこととなった。

(24) 1 ユーロは約 123 円 (2016 年 7 月分報告省令レート)。

「第1項に規定する職を志望する者には、この〔採用又は配属の決定の〕枠内で、この条に規定する条件に従い行政調査の対象となり得ることを通知する。

「当該調査は、当該者の行動が、任務の遂行時に、安全又は公の秩序に重大な攻撃を加える行為を犯す可能性があると思料させる確実な理由を呈しているかどうかを明確にする。

「当該調査においては、第2種犯罪記録簿⁽²⁵⁾及び個人識別ファイルを除く情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号第26条に属する個人情報の自動処理⁽²⁶⁾〔システム〕を参照することができる。

「〔第1項の規定に〕該当する職の一覧及びこの条の適用の方法は、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。」

第6条

交通法典L.第2241-1条を次のように改める。

1° I第1項の「〔司法警察〕官」の語の次に、「及び〔司法警察〕職員」を加える。

2° III°を削除する。

第7条

道路交通法典を次のように改める。

1° L.第225-4条の中の「直接に」を削る。

2° L.第225-5条を次のように改める。

a) 第1項の末尾の「要求に応じて」を削る。

b) 11°として次を加える。

「11° 旅客又は貨物の公共道路運輸業務を行う企業においては、車両の運転手として雇用する者に対して」

3° L.第330-2条及びL.第330-3条I第1項の末尾の「要求に応じて」を削り、L.第330-4条第1項の「要求に応じて」を削る。

第8条

I. 刑事訴訟法典第1編第2章第3節の末尾に第78-7条として次を加える。

「第78-7条 地域管轄検事の権限を妨げない範囲で、旅客鉄道交通の車両の出発駅が位置する地の共和国検事⁽²⁷⁾は、走行中の車両において身分証検査及び〔現場〕検証を行えるよう、第78-2条第6項及び第78-2-2条⁽²⁸⁾に規定する請求及び指示を行うことができる。

「出発駅が国外に位置している場合は、地域管轄検事の権限を妨げない範囲で、この条第1項に規定する請求及び指示は、到着駅が位置する地の共和国検事が行うことができる。

「当該車両が停車する地を管轄する検事は、〔そのことを〕通知される。」

(25) 司法大臣の下で管理される犯罪記録のデータベース (casier judiciaire) は、参照者及び参照できる範囲により3種に分類され、第2種 (n°2) は行政機関が必要な場合に参照できる範囲の抄本。なお、第1種 (n°1) は司法機関のみが参照でき、内容は登録されたデータ全て、第3種 (n°3) は、登録された本人又は代理者が、自身の一部の犯罪記録について(あるいは犯罪記録がないことについて)証明する際の抄本で、現在は電子申請ができる。

(26) 情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号 (Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés) は「個人情報保護法」と呼ばれ、その第26条において、情報処理及び自由に関する全国委員会の意見を徴した後大臣のアレテにより許可される国家に益する個人情報の自動処理を規定する。具体的には、①国家の安全、公の防護又は安全に関わるもの、②犯罪の防止、捜査、認定若しくは訴追を目的とするもの、又は刑罰若しくは安全対策の実施を目的とするもの、とされている。

(27) 共和国検事は、民事事件を管轄する普通法上の裁判所で各県に1又は複数置かれる大審裁判所 (tribunal de grande instance) の検事局長である。「大審裁判所検事正」と訳される場合もある。

(28) 刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) 第78-2条第6項は、司法警察職員又は司法警察職員補による身分証検査が、共和国検事の書面による請求に示された態様、場所及び時間に基づくことを規定する。第78-2-2条については、この法律第9条を参照。

「出発駅及び到着駅が国外に位置している場合は、地域管轄検事の権限を妨げない範囲で、第 1 項に規定する請求及び指示は、フランスにおける最初の停車駅が位置する地の共和国検事が行うことができる。当該列車が停車するその他の地の検事は、[そのことを]通知される。」

II. 同法典第 18 条最終項の末尾に、次の文を加える。

「第 78-7 条の適用による共和国検事の請求が明確に規定している場合には、当該司法警察官又は司法警察職員は、旅客鉄道交通の車両の走行行程全体にわたりそれ [共和国検事の請求] を実行する権限を有する。」

第 9 条

同法典第 1 編第 2 章第 3 節を次のように改める。

1° L. 第 78-2-2 条を次のように改める。

「第 78-2-2 条 I. 刑法典第 421-1 条から第 421-6 条までに規定するテロ行為、国防法典 L. 第 1333-9 条 II° 及び 2°、L. 第 1333-11 条、L. 第 1333-13-3 条並びに L. 第 1333-13-4 条の II 並びに L. 第 1333-13-5 条、L. 第 2339-14 条、L. 第 2339-15 条、L. 第 2341-1 条、L. 第 2341-2 条、L. 第 2341-4 条、L. 第 2342-59 条並びに L. 第 2342-60 条に規定する大量破壊兵器の拡散及び運搬に関する犯罪、国内安全法典 L. 第 317-7 条及び L. 第 317-8 条並びに国防法典 L. 第 2353-4 条に規定する武器及び爆薬に関する犯罪、刑法典第 311-3 条から第 311-11 条までに規定する窃盗罪、同法典第 321-1 条と第 321-2 条に規定する隠匿罪、又は上述の法典 [刑法典] 第 222-34 条から第 222-38 条に規定する麻薬取引行為の捜査及び訴追を目的とする共和国検事による書面での請求に基づき、司法警察官は、必要な場合にはこの法典第 21 条 1°、1° の 2 及び 1° の 3 に規定する司法警察職員及び司法警察職員補を伴い、当該司法官 [共和国検事] が決定する場所及び期間において、第 78-2 条第 6 項に規定する身分証検査に加え、次のことを実施することができる、その期間は、24 時間を超過することはできず、同様の手続による迅速で理由を付した決定に基づき更新することができる。

「1° 公道上又は一般人の立入が可能な場所において走行、停車又は駐車している車両の捜索

「2° 公共旅客交通の車両及び不動産における荷物の目視検査及び内容物検査

「II. 走行中の車両は、II° の適用のため、運転者の立会いの下で行われる捜索の実施に厳密に必要な時間に限り停車させることができる。停車中の車両又は駐車場に置かれた車両の場合は、運転手若しくは車両の所有者又は場合により司法警察官若しくは司法警察職員によりこの目的のために要請され、かつ所管行政庁に属さない第三者の立会いにより行われる。ただし、捜索が人や財の安全に対し重大な危険を伴う場合には、外部の第三者の立会いは要請されない。

「犯罪が発覚した場合又は車両の運転手若しくは所有者が要求する場合、及びこれらの者が不在の状態で行われる場合、捜索の場所並びに開始及び終了日時を記した調書が作成される。調書は、1 部が当該者に渡され、もう 1 部は共和国検事に遅滞なく送付される。

「ただし、住居用に整備され実際に住居として使用されている車両の捜索は、家宅捜索に関する規定に適合する場合のみ [捜索を] 実施することができる。

「III. I2° の適用のため、荷物の所有者は、所有者の立会いの下で実施される荷物の目視検査又は内容物検査に厳密に必要な時間に限り拘束することができる。

「犯罪が発覚した場合又は荷物の所有者が要求する場合には、捜索の場所並びに開始及

び終了日時を記した調書が作成される。調書は、1部が当該者に渡され、もう1部は共和国検事に遅滞なく送付される。

「IV. この捜索により共和国検事による請求の対象となった犯罪とは別の犯罪が判明した場合には、手続行為の無効原因は成立しない。」

2° L. 第 78-2-3 条第 2 項を次のように改める。

「この条には、第 78-2-2 条 II を適用することができる。」

3° 第 78-2-4 条を次のように改める。

「L. 第 78-2-4 条 I. 人及び財に対する重大な攻撃を予防するために、司法警察官、並びにその命令と責任の下に置かれる第 21 条 1°、1°の 2 及び 1°の 3 に規定する司法警察職員及び司法警察職員補は、第 78-2 条第 7 項に規定する身分証検査に加え、運転者若しくは荷物の所有者の同意を得て、又は、同意が得られない場合には、あらゆる方法によって通知された共和国検事の指示に基づき、次のことを実施することができる。

「1° 公道上又は一般人の立入が可能な場所において走行、停車又は駐車している車両の捜索

「2° 公共旅客交通の車両及び不動産における荷物の目視検査及び内容物検査

「II. この条 II° の適用において、第 78-2-2 条 II を適用することができる。

「共和国検事の指示を待つ間、30 分を超過しない時間の範囲で当該車両を停留させることができる。

「III. この条 I2° の適用において、第 78-2-2 条 III を適用することができる。

「共和国検事の指示を待つ間、30 分を超過しない時間の範囲で荷物の所有者を拘束することができる。」

第 10 条

交通法典第 1 部第 6 編第 3 章第 2 節第 1 款の末尾に L. 第 1632-2-1 条として次を加える。

「L. 第 1632-2-1 条 人又は財に対する重大な攻撃が差し迫って実行される疑いがある状況において公共旅客交通の車両及び不動産の防護のために取得した映像の秩序維持機関⁽²⁹⁾への送信は、交通管轄組織⁽³⁰⁾及び交通サービス運営者の共同の決定に基づき許可される。送信される可能性がある画像は、個人住居の入口又は公道を含んではならない。

「この送信はリアルタイムで行われ、国家警察若しくは国家憲兵隊、又は、場合により市町村⁽³¹⁾警察による捜査上必要な時間に厳しく限定される。

「関係する交通管轄組織、交通サービス運営者及び県における国の代表者の間であらかじめ締結される協定で、この送信の条件と態様を定める。この協定は、画像撮影システムの存在及び秩序維持機関への画像の送信の可能性についての現場における掲示情報を定める。

「当該協定が市町村警察への画像の送信を目的として含む場合は、加えて市町村の長が署名する。

「この協定は、国内安全法典 L. 第 251-4 条に規定する県の監視ビデオ委員会⁽³²⁾に送付され、委員会は、[協定に] 規定された保障の妥当性を評価し、場合により、その [保

(29) 秩序維持機関 (forces de l'ordre) は、警察、憲兵隊等、公権力の下に置かれ、公安・秩序を維持するための強制力を有する組織全般を指す。

(30) 交通管轄組織 (autorité organisatrice de transport) は、地方公共団体において域内の交通政策の責任を負う組織 (部署)。

(31) フランスにおいては実際には市町村の区別はなく、全て一様にコミューン (commune) と呼ばれる。

障の] 強化を県における国の代表者に要望する。

「自動処理において使用されるシステム、又は自然人を直接若しくは間接に特定できる基準により構造化されたファイルに含まれるシステムであって、情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号に従うものは、この条の適用を受けない。

「この条により県における国の代表者に付与される権限は、パリ、オー・ド・セーヌ県、セーヌ・サン・ドニ県及びヴァル・ド・マルヌ県、並びにイル・ド・フランス州の公共旅客鉄道においてはパリ警視庁長官により、ブッシュ・デュ・ローヌ県においてはブッシュ・デュ・ローヌ県警察長官により行使される。」

第 11 条

交通法典を次のように改正する。

1° 第 2 部第 2 編第 4 章第 1 節の末尾に L. 第 2241-10 条及び L. 第 2241-11 条として次を加える。

「L. 第 2241-10 条 道路交通、鉄道又は案内軌条式交通⁽³³⁾の乗客は、客車に乗車中において若しくは乗車証を所持する者に立入りが限定された区域において有効な乗車証を有していない場合、又はその状態を直ちに適正化しない場合、自らの身分を証明できなければならない。そのため、当該乗客は、自らの身分を証明する書類を所持していなければならない。[身分証明のために] 有効とされる書類の一覧は、内務大臣及び交通を担当する大臣共同のアレテで定める。

「この条は、扶養又は監督を行う 18 歳以上の者が付き添う未成年者には適用しない。

「L. 第 2241-11 条 道路交通、鉄道又は案内軌条式交通の運営企業は、乗客に記名の乗車証の所持を義務付けることができる。その枠内で、乗客は、当該運営企業が要求する場合、乗車証の身分との一致の確認のために身分証明書類を提示しなければならない。」

2° L. 第 2241-6 条第 1 項中「料金の [規定]」の語の次に「、L. 第 2241-10 条」を加える。

3° L. 第 3116-1 条の冒頭を、「L.2241-1 条 I 及び II の 1°、4°、5° 及び 6°、L. 第 2241-5 条を除く L. 第 2241-2 条から L. 第 2241-7 まで、並びに L. 第 2241-10 条を適用することができる」と改める（他の部分は変更なし）。

第 12 条

I. 交通法典第 2 部第 2 編の末尾に第 6 章として次を加える。

「第 6 章

「その他の内部の安全対策局

「L. 第 2261-1 条 [公共交通の] 運営者は、この法律により旅客交通管轄組織に付与された旅客交通の権限の枠内で、交通管轄組織が決定する業務運営規則に従い、輸送する人及び財に対する安全を保障しなければならない。この目的のため、当該運営者は国内安全法典第 6 編に従い内部の安全対策部局を置くことができる。

「県における国の代表者は、地上公共交通管轄組織及び県域において公共交通の権限を行使する運営者との間で交通における安全についての県の目標契約を締結することがで

(32) 県の監視ビデオ委員会は、現職の又は名誉職の司法官（裁判官及び検察官の総称）を長として各県に設置される委員会で、県における国の代表者に対する監視ビデオ設置申請、県内における監視カメラの使用条件の管理等を行う。

(33) 案内軌条式交通 (transport guidé) は、トラム（路面電車）、モノレール等、何らかの案内軌条装置により軌道上を運行する交通手段。

き、この目標契約は、異なる交通網及び交通サービスの安全目標並びにその実現のための手段を定める。このような契約においては、この法律により国の専管とされる活動及びサービスに要する経費を、交通管轄組織に負わせることはできない。

「この条第2項により県における国の代表者に付与される権限は、パリ、オー・ド・セーヌ県、セーヌ・サン・ドニ県及びヴァル・ド・マルヌ県においてはパリ警視庁長官により、ブッシュ・デュ・ローヌ県においてはブッシュ・デュ・ローヌ県警察長官により行使される。」

II. 国内安全法典 L. 第 611-1 条 1° の末尾に「又は公共旅客交通の車両において」を加える。

第 13 条

政府は、議会に対し、2017年12月31日までに、公共旅客交通における安全対策の経費の評価及びその財源の態様について報告書を提出する。

第 2 章 公共旅客交通の治安に関する規定

第 14 条

交通法典 L. 第 2241-5 条を次のように改める。

「L. 第 2241-5 条 第 2241-1 条 I に規定する職員は、刑法典第 446-1 条に規定する軽罪⁽³⁴⁾が公共旅客交通の車両及び不動産において実行された場合には、調書によりこの軽罪の確認をすることができる。

「この条第1項に規定する職員は、裁判所による没収のために、公共交通機関の車両及び不動産において販売する目的で配布、販売又は陳列されているあらゆる商品を、必要な行政許可を得ることなく差し押えることができる。当該職員は、同じ条件により、これらの商品の陳列台を差し押えることができる。

「差し押えられた商品は、消費に適さない食品である場合は廃棄される。生鮮食料品である場合は、一般利益に係る慈善団体又は人道団体へ譲渡される。

「これらの商品の差し押え及び廃棄又は第3項に規定する団体への譲渡については、管轄の司法警察官に報告される。」

第 15 条

交通法典 L. 第 2242-6 条⁽³⁵⁾を次のように改める。

1° 第1項中「車両」を「全ての有料の公共旅客交通手段」とする。

2° 第2項中「10」を「5」とする。⁽³⁶⁾

第 16 条

交通法典 L. 第 2241-2 条第3項の末尾に次を加える。

「当該義務に違反した場合には⁽³⁷⁾、2か月の拘禁刑及び7,500ユーロの罰金に処する。」

(34) 刑法典第 446-1 条は、国庫又は外国政府が発行する切手・印紙・消印、印章等の偽造・変造、使用及び輸送について、7年の拘禁刑及び100,000ユーロの罰金を規定する。なお、フランスの刑法上の犯罪は、重い方から重罪 (crime)、軽罪 (délit) 及び違警罪 (contravention) に分類される。

(35) 交通法典 L. 第 2242-6 条は、常習的な無賃乗車に対する刑罰として、6か月の拘禁刑及び7,500ユーロの罰金を規定する。

(36) 同条の「常習」の定義は「12か月以内に不正乗車を10回以上行った者」であったが、この改正で「5回以上」と厳格化される。

(37) 調書作成のための身分確認を拒否した場合、司法警察職員はその地域を担当する司法警察官の指示を待つ間当該実行犯を拘束することができるが、当該実行犯が拘束を拒否した場合を指す。

第 17 条

報道の自由に関する 1881 年 7 月 29 日の法律第 40 条中「軽罪の、」の語の後に「並びに刑事訴訟法典第 529-3 条に規定する和解⁽³⁸⁾」を加える。

第 18 条

I. 交通法典 L. 第 2241-2 条の後に、L. 第 2241-2-1 条として次を加える。

「L. 第 2241-2-1 条 刑事訴訟法典第 529-3 条に規定する違警罪の確認において収集した実行犯の身分及び住所に関するデータの信頼性を確保するため、同法典第 529-4 条に規定する和解の名目で [当該実行犯に] 課される金額の徴収を任務とする交通サービス運営者の職員は、公共行政機関及び社会保険機関から、[これらの機関の職員が] 職業上の守秘義務違反に問われることなく、氏名、生年月日及び出生地並びに住居の所在地に厳密に限定して、情報を取得することができる。当該 [交通サービス運営者の] 職員は、職業上の守秘義務を負う。

「取得した情報は、刑事和解の名目で [当該実行犯に] 課される金額又は加算反則金の徴収を可能とする目的で、上述の [刑事訴訟] 法典第 529-3 条から第 529-5 条に規定する手続の枠内においてのみ利用できる。この情報は、徴収を実行する第三者又はこの情報の交換により [当該実行犯の] 身分詐称が判明した場合に通知する司法当局のみに通知することができる。

「運営者からの要求及びそれに対応して送付される情報は、運営者間共通の単一の法人を介して送付される。この法人において当該情報にアクセスする可能性のある職員は、内務大臣並びに財政及び交通を担当する大臣の共同のアレテによりその最大人数が定められ、当該法人によりこの目的のために特に任命され権限を付与される。当該職員は、職業上の守秘義務を負う。

「この条の適用の態様は、CNIL の意見を徴した後、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。」

II. 租税手続法典⁽³⁹⁾ 第 1 部第 2 編第 3 章を次のように改める。

1° 第 2 款 VII の末尾に 10° としして次を加える。

「10° 公共の鉄道、案内軌条式交通又は道路交通の運営者

「L. 第 166 条 F 財政当局が、交通法典 L. 第 2241-2-1 条第 3 項に規定する法人に、同法典第 529-4 条に規定する和解の履行に有用な、刑事訴訟法典第 529-3 条に規定する違警罪の実行犯の氏名、生年月日及び出生地並びに住居の所在地に関する情報を送付することは、職業上の守秘義務により妨げられない。

「当該法人が、同 [刑事訴訟] 法典 529-4 条に規定する和解の名目で [当該実行犯に] 課される金額の徴収を任務とする交通サービス運営者の職員に、任務を遂行するために必要な情報を送付することは、職業上の守秘義務により妨げられない。

「この条第 2 項に規定する運営者は、協約により、刑事訴訟法典第 529-5 号に規定する加算反則金の徴収の向上に資する任務を遂行するため、職員を税務機関に派遣することができる。当該職員が任務の遂行に必要な情報及び書類にアクセスすることは、職業上

(38) 刑事訴訟法典第 529-3 条及び第 529-4 条は、公共交通機関における第 1 級から第 4 級までの違警罪において、違反者が罰金に代わる一定額を納付することで交通機関運営者が訴追の遂行を放棄する「和解 (transit)」について規定する。なお、違警罪は第 1 級から第 5 級までであり、級が大きいほど刑罰が重い。

(39) 租税手続法典 (LPF: Livre des procédures fiscales) は一般租税法典 (Code général des impôts) の一部を成す法典で、課税基礎や徴収等に関する訴訟について規定する。

の守秘義務により妨げられない。」

2° L. 第 113 条第 2 項中、「及び L. 第 166 条 D」を「、L. 第 166 条 D 及び L. 第 166 条 F」とする。

第 19 条

刑事訴訟法第 529-4 条の II の最後の項中、「定額賠償金」を「和解の名目で課される金額の総額」とする。

第 20 条

I. 交通法典 L. 第 2241-1 条 I の末尾に 6° として次を加える。

「6° 市町村警察官」

II. 国内安全法典第 5 編第 1 章を次のように改める。

1° 第 511-1 条の末尾に次の 2 項を加える。

「市町村警察官は、市町村の長により公共旅客交通における良好な秩序維持の任務に配属された場合には、この法典 L. 第 512-1-1 条に規定する条件に従い当該市町村又は一体をなす複数の市町村の域内において、交通法典 L. 第 2241-1 条が規定する犯罪を調書により確認することができるが、当該警察官が [職務上の] 宣誓を行った裁判所の管轄を超えることはできない。

「この目的のため、一又は複数の公共交通網が通行する隣接した市町村は、各市町村警察が域内を通行する交通網において [市町村の境界を超えて] 同一の権限を実行できるよう、公共交通における安全のための地域協定を締結することができる。この協定は、県における国の代表者の権限において、この章第 2 節第 2 款に規定する市町村警察と国の治安組織の捜査協力協定、及び公共交通機関における安全に関する県の目標契約を尊重して締結される。」

2° L. 第 512-1 条の末尾に L. 第 512-1-1 条として次を加える

「L. 第 512-1-1 条 L. 第 511-1 条の最後から 2 番目の項に規定する任務の遂行のため、一体をなす複数の市町村は、一又は複数の市町村警察官に対し、L. 第 511-1 条最終項に規定する協定で規定する条件に従い、複数の市町村の域内に出動することを許可することができる。

「ある市町村において任務を遂行する間、当該警察官はその市町村の長の指揮下に置かれる。

「この条の適用の方法は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。」

第 21 条

交通法典第 2 部第 2 編第 4 章を次のように改める。

1° L. 第 2241-1-1 条の第 1 項の後に次の 1 項を加える。

「税関職員は、関税法典に規定する不正を捜索する任務の遂行において、フランス領土を走行する列車に自由に立ち入る。」

2° L. 第 2241-6 条を次のように改める。

a) 第 1 項を次のように改める。

- 最初に出てくる「公の」の語の次に「、並びに荷物の目視検査若しくは内容物検査又は身体検査に従うことを拒否する全ての者」を加える。

- 「L. 第 2241-1 条 I に規定する職員により命じられる」を「L. 第 2241-1 条 I に規定する職員により、たとえ有効な乗車証を所持していても交通車両に乗車することを禁じられる。当該乗客は、必要な場合、当該職員により [次の駅で降車する

こと、駅舎から直ちに退去すること等を] 命じられることがある。」に改める。

b) 第 2 項中「当該者に車両からの降車を強制する」を「当該者に車両への乗車を禁じる、又は降車を強制する」とする。

3° L 第 2242-5 条中「[3,750 ユーロの罰金]に処する」という語の後に「2 か月の拘禁刑及び [3,750 ユーロの罰金]に [処する]」を加える。

4° 第 2 節の末尾に L 第 2242-10 条として次を加える。

「L 第 2242-10 条 いかなる手段によっても、及びいかなる媒体によっても、公共旅客交通運営者に雇用され又は任命された車掌又は安全対策担当職員の存在を示すメッセージを発出した者は、2 か月の拘禁刑及び 3,750 ユーロの罰金に処する。」

第 3 章 交通機関における女性に対する暴力への対策に関する規定

第 22 条

交通法典を次のように改正する。

1° L 第 1632-1 条の末尾に次の 1 項を加える。

「公共交通機関における性的な攻撃については、権利擁護官⁽⁴⁰⁾、女性への暴力に関する国家監視委員会⁽⁴¹⁾及び女男平等高等評議会⁽⁴²⁾に対して年次報告が行われるものとする。当該報告は、これらの攻撃を予防及び調査するために実施された行動を記載する。」

2° L 第 2251-1 条第 2 項の末尾に次の 1 文を加える。

「公共交通機関における性的な暴力及び攻撃の予防は、[SNCF 内及び RATP 内の安全対策部局の職員の] 行動の優先的基軸である。」

第 4 章 海外領土に関する規定

第 23 条

I. 第 1 条 I² 並びに第 5 条、第 9 条及び第 17 条は、ウォリス・エ・フツナ、フランス領ポリネシア及びニューカレドニア⁽⁴³⁾において適用することができる。

II. 国内安全法典 L 第 511-1 条の改正後の第 1 条 II は、フランス領ポリネシア及びニューカレドニアにおいて適用することができる。

III. 第 20 条はフランス領ポリネシアにおいて適用することができる。

この法律は、直ちに効力を発し、国の法律として施行する。

(とよだ とおる)

(40) 前掲注 (19) 参照。

(41) 女性への暴力に関する国家監視委員会 (Observatoire national des violences faites aux femmes) は、女性の権利省の下に設置された機関で、女性に対する暴力についての実態調査、研究、広報及び啓蒙活動、政府及び地方の関連機関との連携協力等の活動を行う。

(42) 女男平等高等評議会 (HCEfh: Haut Conseil à l'égalité entre les femmes et les hommes) は 2013 年 1 月に発足した政府の評議会、男女平等に関する政策の方向性について市民と対話し、政策の評価、政府からの諮問に対する意見の提示、関連する問題についての調査・分析活動等を行う。

(43) ウォリス・エ・フツナ (Wallis et Futuna) 及びフランス領ポリネシア (Polynésie française) は海外自治体 (COM: Collectivités d'outre-mer) (「海外準県」とも訳される)、ニューカレドニア (Nouvelle-Calédonie) は独立の是非を問う住民投票の実施を前提に過渡的な固有の地位を有する自治体 (Collectivité sui generis) で、いずれも南太平洋に位置する。